

## 九州大学学内共通利用施設共通部分使用料金規程

平成17年度九大規程第39号  
施行：平成17年10月1日  
最終改正：令和2年3月25日  
(令和元年度九大規程第111号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共通利用施設規則(平成16年度九大規則第60号。以下「規則」という。)第13条第2項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する共通部分の使用料(以下「使用料」という。)の額及び徴収方法等について定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料は、別表に定める額によるものとする。ただし、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とする。

(徴収方法等)

第3条 使用料は、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により使用できないときは、この限りではない。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。ただし、産学連携センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおいては、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年度九大規程第31号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大規程第53号)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大規程第116号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規程第188号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年度九大規程第36号)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第39号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大規程第111号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

施設名称	対象	使用料
		年額／㎡
次世代燃料電池産学連携研究施設	次世代燃料電池産学連携研究施設規程（平成24年度九大規程第36号）第5条第1号に該当する者又はそれに準ずると規則第3条の2に規定する総括責任者が認めた者	15,000円
	上記以外の者	53,000円
その他の施設		10,000円